

桜井市立小中学校適正化実施計画（案）前期に関するご意見・ご提案の概要と市の考え方

番号	標題	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
1	8 桜井東中学校区における小中一貫校の設置場所・開校時期等 (3)小中一貫校の開校に向けた留意すべき事項 ②通学方法	スクールバスの乗降場がどこになるのか分からない。朝倉小学校区の子どもたちにとっては、学校が離れた場所になることから、区単位でのバス運行が望ましい。	スクールバスの乗降場は、乗降する子どもたちの居住地・人数や安全に乗降できる場所（子どもたちがバスを待つスペース、バスが停車できるスペース）などの条件を検討したうえで選定しなければなりません。スクールバスの運行については、今後設置する推進委員会や開校準備委員会において、児童生徒・保護者の負担が軽減するよう検討します。
2	8 桜井東中学校区における小中一貫校の設置場所・開校時期等 (3)小中一貫校の開校に向けた留意すべき事項 ⑦魅力ある学校づくり	部活動 生徒数の減少により、中学校の部活動の数が少なくなっている。（特認校制度により）生徒数を確保できることから、様々なスポーツや学芸を部活動に取り入れてほしい。	運動部活動・文化部活動は、子どもたちのバランスのとれた心身の成長にとって大きな役割を担っていますが、少子化に伴う廃部や部員減少、子どもたちのニーズの多様化、指導的な立場である教職員に関する諸課題のため、国においても、地域移行を含め、部活動の在り方や合理的で効率的な部活動の推進に向けた実践研究が行われています。今後、それらの研究結果を踏まえ、子どもたちの興味・関心に応じた部活動を実施できるようにしていきたいと考えています。 その際には、学校の教員が部活動を指導するという従来からの方法にとらわれることなく、子どもたちの希望に添えるような方法を検討していきます。地域の方々におかれましても、部活動の運営等に関して積極的にご支援くださいますようお願いいたします。
		新たな取組の実施 新たな取組を実施することが魅力ある学校に繋がる。学校数の減少（3校→1校）が、新たな住民獲得の妨げにならないようにしてもらいたい。 <新たな取組の例> ・小学校の時期から連続した	新たに開校する小中一貫校では、教育の「不易」としての「教育基本法の理念・目的・目標」の実現を目指すとともに、教育の「流行」としての「社会や時代の変化」に対応した教育を進めます。 これからの学校には、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、学校の教育課程を工夫し、子どもたちの将来を見据えた教育活動を展開することが求められています。保護者や地域住民と情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子どもたちのために」という共通の目標・ビジョンを設定し、同じ思いで日々の教育活動を進めます。

		<p>海外との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門のスポーツ選手が指導する部活動 ・学童保育時に塾のような習い事を学校が行う。 	<p>ご指摘いただいた内容を含め、社会や時代の変化に応じた教育に積極的に取り組んでいきます。</p>
3	<p>6 桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針・概要</p> <p>(1)学校の適正な規模について</p> <p>③通学距離、通学時間</p>	<p>基本方針には「小・中学生の通学時間は、概ね1時間以内」とあるが、長すぎると感じる。概ね30分程度にしてほしい。</p>	<p>文部科学省は平成27年1月27日に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を示しました。その中で、学校の適正配置（通学条件）について、「通学距離を小学校4km、中学校6km以内」と基準を定め、通学時間についても「おおむね1時間以内」を目安としています。また、通学距離や通学時間については、児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段等についても検討することが必要であるとしています。</p> <p>これらの諸条件を踏まえ、児童生徒・保護者の負担が軽減するよう、今後設置する推進委員会で協議していきます。</p>
4	<p>8 桜井東中学校区における小中一貫校の設置場所・開校時期等</p> <p>(3)小中一貫校の開校に向けた留意すべき事項</p> <p>①学校施設の建設にあたって</p>	<p>学校施設の建設にあたって、運動会等、保護者が多数来校するが想定される。駐車場をどう考えているのか。学校が遠くなれば、車で行くことしかできない。</p>	<p>所用で来校される方々に対する駐車スペースの確保は必要ですが、学校行事の際に来校される全ての方々の駐車場を学校敷地内に設けることはできません。学校行事の目的や意義を踏まえた上で、柔軟に対応できるよう検討していきます。</p>
5	<p>教員配置</p>	<p>施設統合に伴う、教職員配置についての検討も行われる必要があるのではないか。教職員の配置状況は、子どもの「より良い教育環境」に直結する課題であるので、具体的に明示してもらいたい。</p>	<p>学校に配置される教職員の人数は、文部科学省の学級編制基準に基づいて設定されます。小中一貫校では小学校・中学校ごとに、学級数に応じて教職員が配置されます。</p> <p>それに加えて、奈良県教育委員会・桜井市教育委員会が配置する教職員（単年度の配置）があります。今後、在籍する児童生徒の人数や実態に応じて、県教育委員会に対して教職員の更なる配置を要望していきます。</p>

6	特別支援学級に在籍する児童生徒に対するきめ細やかな教育支援体制について	小中一貫校の設置に伴い、校区が大幅に広がる。特別支援学級生等には、どのような配慮がなされるのか。	現在でも各小中学校では、児童生徒個々特性に応じた支援・教育を行っています。それは、小中一貫校となっても変わりません。 通学方法については、児童生徒本人の状況を踏まえ、保護者と十分に相談して具体的な方法を決定します。
7	積極的な地域コミュニティ対応	<p>学校は社会教育や地域コミュニティの核となっていることから、地域全般に関わる問題である。このことについて、今後どのように検討がなされるのか。教育委員会だけでない関係部署との連絡調整や支援策についての方向性を示すべきだと考える。</p> <p>「留意すべき事項」にそのことが触れられていないので、明記すべきである。</p> <p>今後、地域コミュニティに大きな影響を与えることなので、そのことについて別途、まちづくりの視点で検討委員会を設けて議論して方向性等を示されることを強く求めることを意見として申し上げる。</p> <p>校区人推協、体育協会、校区社会福祉協議会等々、組織の再編につながるかどうかもちづくりの視点で検討が必要になると予想される。</p>	<p>現在、学校の体育施設の開放や教育関係団体の会合開催のために地域の方々が学校施設を利用されています。</p> <p>今後、学校施設にどのような機能を持たせてどのように活用するのかについては、教育委員会だけでなく、市の関係部署において協議していくこととなります。</p> <p>小学校区ごとに設けられている関係団体の在り方については、3小中学校がひとつの学校になることを踏まえ、関係団体ごとに検討されることとなります。</p>